No.203 2018/12/1

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

ストックオプションについての取扱い

Q ストックオプションの税務上の取扱いは、税制適格と税制非適格の２種類があるそうですがどのように違うのでしょうか？また、受け取った従業員の税務上の取扱いはどのようになるのでしょうか？

解説

ストックオプションでは、税務上の優遇が受けられる税制適格と受けられない税制非適格があり、税務上の取扱いは大きく異なります。

1． ストックオプション制度とは？

ストックオプション制度とは会社が取締役や従業員に対してあらかじめ定められた価額（権利行使価額）で会社の株式を取得することのできる権利を付与し、取締役や従業員は将来、株価が上昇した時点で権利行使を行い、会社の株式を取得し、売却することにより株価上昇分の報酬を得ることができます。

2． ストックオプション税制とは？

ストックオプションは付与された時点では課税されず、原則として、権利を行使した時点で行使時の時価が権利行使価額を上回っている部分について給与所得として課税され、また当該株式を売却した時点で、譲渡価額と権利行使時の時価との差額部分について譲渡所得として課税されます。ただし、税制適格の場合、権利行使時の課税は繰り延べられ、株式売却時に売却価額と権利行使価額との差額に対して譲渡所得として課税されます。

3． 税制適格の要件

税制適格となるには下記の要件を満たす必要があります。

付与対象者	自社の取締役、執行役又は使用人（およびその相続人）など
権利行使期間	付与決議日の２年後から 10 年後
権利行使価額	契約締結時の株価以上であること
権利行使価額制限	権利行使価額が年間 1200 万円を超えない
その他	無償発行、他人への譲渡は禁止

要するに…

ストックオプション制度を設計する際には、税制適格となるように設計することが重要です。税制非適格だと権利行使者の収入によっては税率が最高 55%となる可能性もありますが、税制適格だと税率は約 20%で一定です。